

介護保険制度のご案内(2024年4月版)掲載内容の一部変更について

(令和6年8月1日現在)

21ページ 居住費(滞在費)および食費の負担軽減制度(負担限度額認定)

介護保険制度の改正に伴い、下表のとおり居住費の負担限度額が変更となりました。(令和6年8月から)

対象者		利用者 負担段階	負担限度額		
			居住費 (滞在費)	食費	
				施設サービス	ショートステイ
生活保護を受けている方		第1段階	0円/日	300円/日	300円/日
表下の ◎要件 (1)~ (3)全 てに当 てはま る方	老齢福祉年金を受給している方	第1段階	0円/日	300円/日	300円/日
	前年の課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が年間80万円以下の方	第2段階	430円/日	390円/日	600円/日
	前年の課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が年間80万超120万円以下の方	第3段階①	430円/日	650円/日	1,000円/日
	前年の課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が年間120万円を超える方	第3段階②	430円/日	1,360円/日	1,300円/日
上記以外の方		第4段階	915円/日	1,445円/日	1,445円/日

※上表は特別養護老人ホームの多床室(相部屋)に入所されている場合の例で、第4段階の金額は基準額として国が示しているものであり、実際に第4段階の利用者が負担する額は、施設との契約により定められます。

※居住費(滞在費)の負担限度額は、介護保険施設の種類や居住環境に応じて設定されています。

※居住費(滞在費)および食費は、高額介護(介護予防)サービス費等、高額医療合算介護(介護予防)サービス費等の支給対象となりません。